

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第25回）

◆開会年月日 令和7年12月22日（月曜日）

◆開催の場所 第3委員会室

◆出席委員 佐藤利器 委員長 木村忠義 員
堀込彰二 副委員長 矢部正平 員
森 覚 委員 佐藤憲和 員
中島綾菜 委員 白石孝雄 員
平山杏香 委員 関 一幸 員

◆欠席委員 なし

◆協議事項

- 1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について
- 2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」
- 3 議会運営に関する申し合わせ事項について

◆議事内容

午後2時10分開会

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

12月3日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「議会改革について」反問権の導入について、反問権の範囲（反問の性質）について、質問趣旨確認のみを導入するのか、逆質問と質問趣旨確認を導入し、段階的に進めていくのか各会派に持ち帰った結果の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。

【各会派の意見】

項目	草加自民党・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問題旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	①～④	①～④	④	①～④	基本的には④だが、まとまるところで。
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他	①～③	①、② ③は他会派の意見を聞きたい。	②	①～⑥	①～⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等	【逆質問】 ①～③ 【質問題旨確認】 ①～⑦	①～③ ※その他はまだ決まっていない。	①～③、 ⑤～⑦	①～⑦	①～⑦
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間に含む	②	①	まとまるところで。	①	①
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他	①	①	①	①	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問題旨確認】自席 ②その他	まとまるところで。	流れとしてスマーズな場所。	まとまるところで。	①	①
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他	まとまるところで。	議会改革特別委員会で検討事項となっている議会基本条例の協議次第。	①	①	①

※「12月定例会において、少なくとも市長による質問題旨確認が行われ、捉え方によっては、逆質問も行われていたのではないかと思われる場面があった。それに対し副議長は注意をせず、質問題旨確認や逆質問を認めたと思う。議会事務局に確認するが、副議長の議事進行に対して申し入れ等はあったか。」<佐藤憲和委員>

※「申し入れ等はなかった。確かに質問題旨確認のような場面があったことは認識している。あの場面、執行部は質問内容が分からぬということで副議長のほうを振り向き、副議長も私も質問内容が分からなかつたため、副議長が議事整理権の中で再度質問するようお願いしたものであり、市長に対して質問題旨確認を認めたという認識ではない。また、逆質問が行われていたような場面があったとのことだが、以前、質問に対する答弁後に市長が逆質問的な発言を行おうとした際に、議事整理権の範囲で当該行為を止めたことがある。今回は答弁が終わる前に逆質問的な発言があつたので止められない状況であった。市長が挙手し、「反問権行使します。」などの発言があつた上で認めたわけではないので、今回の一連の流れについてはあくまでも議事整理権の範囲だと考えている。」<武田事務局長>

※「反問権の範囲（反問の性質）について、公明党は逆質問権を認めないとしている。多くの議員が逆質問ではないかと思うような行為が行われたことについて、公明党に所属する副議長はどういう認識でいるのか。」

<佐藤憲和委員>

※「議事整理権の範囲で対応したという認識でいる。」<金井副議長>

※「今は、執行部に対して反問権を認めていないため反問権の導入について議論しているが、反問権の行使と思われる今回の一連の流れが議事整理権の範囲でできるのであれば、議会運営委員会で反問権の導入について検討する意味が分からぬ。」<佐藤憲和委員>

※「あの場面では議事整理権の範囲で副議長として対応したものであり、会派の意見とは別である。」<金井副議長>

※「反問権の導入について議論している最中に多くの議員が反問権ではないかと思うような行為が行われたが、副議長はあくまで議事整理権の範囲での対応であり、会派の意見とは別であると言っている。ということであれば、公明党として、あのぐらいは問題ないということでおよいか。」

<佐藤憲和委員>

※「会派の中で、今回の一連の流れが反問権の行使だったのではないかという話は出でていなかつた。武田事務局長や副議長が言つてはいるとおり、あくまで議事整理権の範囲での対応という認識である。」<森委員>

※「だとすると、公明党が考える反問権の行使とは何か。」

<佐藤憲和委員>

※「執行部が挙手をして議長に対し質問題旨確認権や逆質問権の行使を求め、議長がそれを認めた上で行うのが反問権の行使だと考えている。」

<森委員>

※「過去にも議長が質問者に対して質問内容を整理して再度質問するよう促したり、質問内容が分からぬので再度質問するよう促すことはあつたが、そ

れは反問権を認めたということでなく、議長の議会運営上の議事整理権の範囲で行っている。佐藤憲和委員の意見も理解できるが、今回は議事整理権の範囲で采配したということでご理解いただければと思う。議長には議事整理権、議員には議長の議事進行に疑義がある場合の議事進行の発言権があるが、あの場面で議事進行の発言はなく、その後、申し入れ等もなかつたため、適切な議事進行であったと認識している。」<武田事務局長>

※「ということは、反問権の範囲（反問の性質）にある質問趣旨確認はすでにできるということを前提に議論を進めてよいということか。会派の中では、すでに質問趣旨確認を行っているのに、質問趣旨確認だけを認めるのは意味が分からぬといふ意見が出ている。」<矢部委員>

※「反問権を導入する・しないの議論をしている現状において、会派の中で反問権が行使されたのではないかという意見があるのであれば、申し入れ等をしていただきたかった。」<武田事務局長>

※「反問権の範囲（反問の性質）について、まとまらないのであれば、採決を行うことはできないのか。」<矢部委員>

※「まとまらないのであれば、検討終了としたい。」

<佐藤利器委員長>

※「各会派の意見がまとまらないので、検討終了でよいか。」

<佐藤利器委員長>

※「それでよい。」<全委員>

→ **反問権の導入については、各会派の意見がまとまらなかつたため、検討を終了することを決定**

2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

検討事項「委員長報告に対する質疑について」、質疑時間及び回数に関する制限については、今定例会に限って質疑時間は制限せず、質疑回数を3回までとしたことから、今後の取り扱いについてご協議いただきたい。

【各会派の意見】

項目	質疑時間及び回数に関する制限
現状	規定なし
草加自民党・無所属の会	・質疑時間は30分、質疑回数は3回まで。
SOKA新政	・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。 ・質疑時間及び回数に制限を設けない（現状のまま）。
公明党	・質疑時間は80分、質疑回数は制限を設けない。
市民共同	・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、委員長報告に対する質疑も含め、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。 ・委員長報告に対する質疑だけであれば、通告が出たらその都度協議していくべきではないか。
立憲民主党	・答弁も含め質疑時間は80分、質疑回数は制限を設けない。

- ※（質疑内容及び時間に関する制限について各会派の意見を確認後）「各会派の意見が出揃った。市民共同から委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、委員長報告に対する質疑も含め、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないかという意見があったが、各会派の意見を伺いたい。」<佐藤利器委員長>
- ※「委員長報告に対する質疑も含め、時間・回数など制限が決まっていない質疑・質問全体を検討してもよい。」<全委員>
- ※「委員長報告に対する質疑については、意見がまとまらないため検討を終了することとし、「質疑・質問の時間及び回数等について」を新たな検討事項とすることでおいか。」<佐藤利器委員長>
- ※「それでよい。」<全委員>
- 委員長報告に対する質疑については意見がまとまらないため検討を終了することとし、新たに「質疑・質問の時間及び回数等について」を検討事項とすることを決定
- ※「検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」を協議するための次会日程は、2月定例会開会日前日の議会運営委員会でよい。」<佐藤利器委員長>
- ※「それでよい。」<全委員>
- 検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」は2月定例会の運営と併せて2月定例会開会日前日の議会運営委員会で協議することを決定

3 議会運営に関する申し合わせ事項について

本日、議会改革特別委員長から、次のとおり代表質問の取り扱いについて中間報告があったことから、議会運営に関する申し合わせ事項を変更する案文について確認いただきたい。

- ・発言時間は、答弁を含めた往復とし、会派の基本時間60分に、会派人数に10分を乗じた時間を足した時間とする。
- ・質問方式は、当初から一問一答を行う方式と再質問から一問一答を行う方式の選択制とする。（選択制については、代表質問を誰が行うのか報告する際に、実施する方式についても併せて報告する。）
- ・導入時期は、令和8年2月定例会からとする。

案文については、別紙のとおり。

- 議会改革特別委員長中間報告に合わせた議会運営に関する申し合わせ事項について、案文のとおり改正することを決定

成文については、SideBooks内の申し合わせを決定後の申し合わせに差し替えさせていただく。 → 了解

なお、今回の代表質問の質問方式の変更を踏まえ、質問者及び答弁者の発言場所等について、令和8年2月定例会開会日前日の議会運営委員会でご協議いただく予定。 → 了解

午後2時45分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋

議会運営委員会協議事項

令和7年12月22日（月）
第3委員会室

検討事項について

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

12月3日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「議会改革について」反問権の導入について、反問権の範囲（反問の性質）について、質問趣旨確認のみを導入するのか、逆質問と質問趣旨確認を導入し、段階的に進めていくのか各会派に持ち帰った結果の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。

【令和7年12月3日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	①~④	①~④	④	①~④	④
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他	①~③	①、② ③は他会派の意見を聞きた い。	②	①~⑥	①~⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等	【逆質問】 ①~③ 【質問趣旨確認】 ①~⑦	①~③ ※その他はま だ決まってい ない。	①~③、 ⑤~⑦	①~⑦	①~⑦
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間に含む	②	①	まとまるとこ ろで。	①	①
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他	①	①	①	①	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】自席 ②その他	まとまるとこ ろで。	流れとしてス ムーズな場 所。	まとまるとこ ろで。	①	①
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他	まとまるとこ ろで。	議会改革特別委員会で検討事項となっ ている議会基本条例の協議次第。	①	①	①

2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

検討事項「委員長報告に対する質疑について」、質疑時間及び回数に関する制限については、今定例会に限って質疑時間は制限せず、質疑回数を3回までとしたことから、今後の取り扱いについてご協議いただきたい。

【令和7年12月3日時点での各会派の意見】

項目	質疑時間及び回数に関する制限
現状	規定なし
草加自民党・無所属の会	<ul style="list-style-type: none">・質疑時間及び回数を決めたほうがよい。
SOKA新政	<ul style="list-style-type: none">・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。・現状のままでよいという意見と委員長報告に対する質疑を行うのであれば、回数・時間の制限を設けた方がよいという意見が出た。
公明党	<ul style="list-style-type: none">・時間は決めたほうがよいという意見があった。
市民共同	<ul style="list-style-type: none">・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、委員長報告に対する質疑も含め、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。・委員長報告に対する質疑だけであれば、通告が出たらその都度協議していくべきではないか。
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none">・質疑時間については決めてよい。・委員長報告に対する質疑だけであれば、通告が出たらその都度協議していくべき。

※ 協議が継続する場合は、次会日程についてご協議いただきたい。

3 議会運営に関する申し合わせ事項について

本日、議会改革特別委員長から、次のとおり代表質問の取り扱いについて中間報告があったことから、議会運営に関する申し合わせ事項を変更する案文について確認いただきたい。

- ・発言時間は、答弁を含めた往復とし、会派の基本時間 60 分に、会派人数に 10 分を乗じた時間を足した時間とする。
- ・質問方式は、当初から一問一答を行う方式と再質問から一問一答を行う方式の選択制とする。（選択制については、代表質問を誰が行うのか報告する際に、実施する方式についても併せて報告する。）
- ・導入時期は、令和 8 年 2 月定例会からとする。

案文については、別紙のとおり。

成文については、SideBooks内の申し合わせを決定後の申し合わせに差し替えさせていただく。

なお、今回の代表質問の質問方式の変更を踏まえ、質問者及び答弁者の発言場所等について、令和 8 年 2 月定例会開会日前日の議会運営委員会でご協議いただく予定。

議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋

〔令和7年 月 日
議会運営委員会 決定〕

3 代表質問について

(1) 代表質問は、2月定例会において行うものとする。なお、質問者は各会派代表制とし、発言順位は会派構成員の数の多い会派からとする。ただし、同数会派の発言順位については、抽選により決定する。

会規51

(2) 代表質問の質問方式は、次のいずれかの方式を選択することができる。

一問一答方式	質問者は一問ずつ質問し、答弁者はそれに対して一問ずつ答弁する。
一括方式	質問者は初回は全ての事項を一括で質問し、答弁者はそれに対して一括で答弁する。 再質問以降は、質問者は一問ずつ質問し、答弁者はそれに対して一問ずつ答弁する。

(32) 代表質問の発言時間は、答弁を含め1人60分+会派構成員の数×10分で得た時間答弁を含めずに1人60分以内とする。なお、発言時間を終了した場合は、質問あるいは答弁中であってもその発言を打ち切るものとする。質問中であってもその発言を打ち切り、答弁に移行するものとする。

会規57

(43) 代表質問の発言残時間が5分を切った場合は、チャイム音を鳴らすものとする。

会規57